

学校案内 2023 掲載内容の一部変更について

令和 4 年 12 月 19 日

岩手県立産業技術短期大学校

産業技術短期大学校条例改正に伴い、令和 5 年度から授業料等の免除要件が変更となることから、既に公表・配付している「学校案内 2023」の掲載内容について、下記のとおり一部変更しますのでお知らせします。

記

29 ページ 学費と学費支援制度「授業料等免除について」

(変更前)

経済的理由又は自然災害によって授業料及び入学料の納付が困難であると認められる場合等には、その全額又は一部を免除される制度があります。平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成 28 年台風第 10 号又は令和元年台風第 19 号により甚大な被害を受けたと認められる者（若しくは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情によって、修業が困難になったと認められる者）に対して、入学検定料及び寄宿舎料を免除できる制度があります。

(変更後)

経済的理由又は自然災害によって授業料及び入学料の納付が困難であると認められる場合等には、その全額又は一部を免除される制度があります。平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成 28 年台風第 10 号又は令和元年台風第 19 号により甚大な被害を受けたと認められる者（若しくは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情によって、修業が困難になったと認められる者）に対して、入学検定料及び寄宿舎料を免除できる制度があります。ただし、令和 5 年度以降、「平成 28 年台風第 10 号又は令和元年台風第 19 号により甚大な被害を受けたと認められる者」は授業料等免除の対象外となります。